

第2回長崎県総合計画・総合戦略懇話会（こども・くらし部会）

日時：令和7年5月7日（水）14:00～17:00

場所：長崎県庁 312 会議室

出席：永田部会長、七種委員、佐藤委員、田崎委員、山口委員、山本委員、吉武委員
（Web 出席）豊田委員、矢内委員

■（事務局）

それでは、「第2回長崎県総合計画・総合戦略懇話会 こども・くらし部会」を開会いたします。私、本年4月より異動してまいりました、企画部政策企画課の川瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会では、次期総合計画における主な取組（案）について、皆様からご意見・ご提案をいただきたく存じます。

なお、本日は井手委員および上田委員がご欠席でございます。また、豊田委員および矢内委員にはWebにてご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、永田部会長よりご挨拶をいただき、以降の進行をお願いしたいと存じます。永田部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

■永田部会長

皆さま、こんにちは。長崎大学の永田でございます。

「第2回長崎県総合計画・総合戦略懇話会 こども・くらし部会」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本年1月に開催されました第1回懇話会では、長崎県の課題や強み、今後取り組むべき内容等について、さまざまなご意見を頂戴いたしました。本日は、後ほど県からご説明がございます施策ごとの目指すべき姿や取組内容について、さらに議論を深めてまいりたいと存じます。

部会は3つございますが、なかでもこの「こども・くらし部会」は、長崎県が直面する人口減少や少子高齢化と密接に関係しており、県民の皆さまの関心も高い分野であると認識しております。県民の皆さまが誇りと愛着を持って住み続けられる長崎県を実現するために、委員の皆さまの豊かな知見をもとに、ぜひ活発なご意見を賜れればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、意見交換に入る前に、本部会で議論する論点や方向性、使用する資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

■（事務局）

それでは、資料についてご説明いたします。

まず、議事次第を記載した資料がございます。本体資料をもとに、本日の議論を進めてまいりたいと存じます。また、参考資料として3点ご用意しております。

参考資料1：前回の懇話会でいただいたご意見やご提案を整理し、県庁内部で方向性等を整理した内容です。ぜひご覧ください。

参考資料 2：昨年度、若者や女性との意見交換を実施し、その内容を整理し、皆様のお手元にお届けしております。

参考資料 3：昨年度実施した県政に関する世論調査の結果をもとに、施策体系の検討に必要な情報を整理したものです。県民の皆様の日常生活や県政に対する満足度を把握するための調査結果となっております。

それでは、本体資料にお戻りください。

4 ページには、今回の計画の体系図を掲載しております。左側の「柱」は、「こども」「くらし」「しごと」「創造」「にぎわい・まち」の 5 本柱で構成されております。今回はこのうち「こども」と「くらし」の部分について、皆さまにご議論いただきたいと考えております。中央には「基本戦略」があり、各柱に対応する戦略を記載しております。ここまでは前回の第 1 回懇話会でご議論いただいた内容です。右側の「施策」が、今回ご議論いただきたい内容となっております。基本戦略に紐づく施策は全体で 45 本あり、そのうち「こども・くらし」関連は 18 本ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、5 ページをご覧ください。5 ページ以降には、第 1 回懇話会や、その後県庁内で再度議論を行った結果としての変更点等を記載しております。

まず、「柱」についてご説明いたします。「こども」の柱に関しては、黒字で記載されている部分が前回ご提示した内容であり、赤字で示された部分が今回の修正案となっております。前回の委員の皆さまからは、「子どもが成長していく存在であること」や「夢を持てるような前向きな表現を取り入れてほしい」といったご意見をいただきました。そのご意見を踏まえ、「将来に希望を持ち、その能力や個性を発揮できる」「選択と活躍が可能となる社会」といった表現を新たに加えております。

続いて、「まち」の柱についてです。こちらも黒字が前回の内容で、赤字が修正案となっております。2 行目に「社会基盤」という表現がございますが、「くらし」の柱でも「社会」という語が頻出しており、違いが分かりにくいとの意見が庁内でございました。そのため、「社会基盤」という表現を「インフラ」と改め、より明確な表現といたしました。

次に、6 ページをご覧ください。こちらは、体系図の中央に位置する「基本戦略」の修正点をまとめたものです。

まず、「こども」に関する戦略についてです。黒字が前回の表現で、青字が今回の修正案となっております。「子どもを支えることは重要だが、それに加えて、子どもたちと楽しく暮らすことや、希望を持てるような前向きな表現が必要ではないか」とのご意見を受け、「希望がかなう」というフレーズを加え、「妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える」と修正しております。

次に「くらし」の戦略についてです。前回は「健康で機会を持って暮らせる社会環境をつくる」としておりましたが、別の戦略でも「安心して暮らせる社会環境づくりを推進する」と記載しており、「社会環境」という表現が重複して分かりにくいのご指摘がございました。そのため、上段の表現は「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」と修正し、下段は「安心して生活できる環境づくりを推進する」として、「社会」という語を削除いたしました。

続いて、「しごと・創造」に関する戦略です。当初は「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」としておりましたが、国の「地方創生 2.0」の方向性や、職場づくり・働き方

改革への注目を踏まえ、「誰もが活躍できる職場環境をつくる」という項目を新たに独立させて記載しております。

また、「持続的な魅力ある地域産業を創出する」という表現については、「地域産業」に特化しすぎている印象や、「創出する」だけでなく「育てる」という視点も必要とのご意見を踏まえ、「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」と修正しております。

最後に、「にぎわい・まち」に関する戦略です。当初は「安全・安心な地域をつくる」「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」としておりましたが、「地域をつくる」という表現が重複しており、違いが分かりにくいとのご指摘がございました。そのため、「安全・安心な地域をつくる」は「災害に強い県土をつくる」と修正し、表現の明確化を図っております。

以上が、基本戦略に関する主な修正点となります。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは、次期計画における施策体系の全体像を示した図となっております。最上段に「基本理念」があり、その下に「政策の柱」「基本戦略」が位置しております。これらについては、前回までにご議論いただいた内容です。本日は、その下に位置する「施策」および「事業群」について、皆さまにご議論いただきたいと考えております。

続いて、8ページをご覧ください。こちらは、資料の見方についてご説明しております。まず、これからご議論いただく「こども基本戦略1：子どもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」に関する施策1についてです。この施策の名称は「こどもまんなか社会の実現」となっております。各施策には所管部局が設定されており、「目指す方向性」では、10年後にどのような状態を実現したいかという将来像を示しております。

なお、今回の計画は5年間の計画ですが、目指す方向性は10年後を見据えて設定しております。「施策の概要」では、黒丸(●)で、計画期間中に取り組む内容を簡潔に記載しております。その下に記載されている、などの「事業群」は、施策に紐づく具体的な取組を簡潔に示したものです。

また、ページ下部の点線で囲まれた部分には、現行計画における関連施策の成果指標の進捗状況を記載しており、次期計画の検討にあたっての参考情報としております。

9ページからは、実際の施策の内容に入ります。こどもの基本戦略1、「子どもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」の施策1：こどもまんなか社会の実現について、学校・家庭・地域が連携し、子どもを社会全体で育てる環境づくりを推進します。「新しい長崎県づくりのビジョン」に掲げる「こどもの居場所づくり」と連携し、子どもたちが安心して過ごせる居場所の整備や、意見聴取の仕組みづくりを進めます。

10ページ、施策2：保育・教育施設等におけるこどもの安全の確保について、教育施設の安全対策、交通安全、インターネットトラブルへの対応など、子どもたちが安全に過ごせる環境の整備を進めます。

11ページ、施策3：地域資源を活用し、子どもたちの力を育む教育の推進について、一人ひとりの個性や教育ニーズに応じた多様で質の高い学びを提供します。

12ページ、施策4：すべての子どもたちを支援する魅力ある教育環境づくりについて、地理的条件に左右されず、すべての子どもが等しく教育を受けられるよう、教員確保、デジタル技術の活用、私立学校支援などを進めます。

13 ページ、基本戦略 2：「希望がかなう「結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支える」の施策 1：一貫した支援の推進について、婚活支援、医療体制の充実、子育て支援など、社会全体で応援する機運を醸成します。

14 ページ、施策 2：子ども時間の拡大に向けた職場環境の整備について、「こどもと過ごす時間＝こども時間」の確保を目指し、男女問わず育児に参加しやすい職場環境づくりを進めます。

15 ページ、施策 3：きめ細やかな支援が必要な子どもと親への支援について、児童虐待防止、ひとり親家庭支援、障害児支援、ニート・ひきこもり対策などに取り組みます。

16 ページからはくらしの基本戦略となります。基本戦略 1：「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」の施策 1：健康づくりと生きがいづくりの促進について、健康寿命の延伸、高齢者の社会参加、生涯学習、スポーツ、食育などを推進します。

17 ページ、施策 2：地域の医療・介護サービスの確保と充実について、関係機関との連携、デジタル技術の活用、医療・介護人材の確保を進めます。

18 ページ、基本戦略 2：「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」の施策 1：誰もが役割を持ち、お互いに支え合う地域共生社会の推進について、高齢者・障害者の社会参加、認知症支援、人権教育などを推進します。

19 ページ、施策 2：性別に関わらず個性と能力を発揮できる社会づくりについて、男女共同参画の啓発、固定的な役割分担意識の解消などを進めます。

20 ページ、施策 3：多文化共生社会の推進について、外国人住民への日本語教室、多文化共生拠点の整備、生活相談窓口の設置などを行います。

21 ページ、基本戦略 3：「安心して生活できる環境づくりを推進する」の施策 1：犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりについて、犯罪・交通事故の防止、組織犯罪・サイバー犯罪対策などを進めます。

22 ページ、施策 2：食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上について、食品安全、消費者トラブル防止、消費者教育などを推進します。

23 ページ、施策 3：カーボン・ニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくりについて、温室効果ガス削減、気候変動への適応策などを進めます。

24 ページ、施策 4：環境への負荷が少ない循環型社会づくりについて、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理を行います。

25 ページ、施策 5：水・大気環境の確保と生物多様性の保全について、水質・大気の保全、生物多様性の保全に取り組みます。

26 ページ、施策 6：動物愛護管理の推進について、殺処分ゼロを目指した取り組み、動物愛護に関する普及啓発を進めます。

以上で、資料のご説明は終了となります。よろしくお願いいたします。

【こども】基本戦略 1：こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する

施策	こどもまんなか社会の実現に向けた学校・家庭・地域が連携したこどもの育成
施策	保育・教育施設等におけるこどもの安全の確保
施策	地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り開く力をはぐくむ教育の推進
施策	全ての子どもたちを支援する魅力ある教育環境づくり

■ 永田部会長

ただいま、基本戦略に基づく施策の説明がございました。これより、議論に入りたいと存じます。

本「くらし部会」では、「こども」および「くらし」の柱に位置付けられた施策について、先ほどの説明を踏まえ、1 つずつご意見をいただきたいと考えております。ページをめぐりながら、基本戦略ごとに順を追って進めてまいります。ご議論いただきたいポイントは、各分野の取り組みの方向性は適切か、不足している取り組みはないか、となります。計画全体に関するご意見でも結構です。

それでは、基本戦略 1「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」について、9 ページからご意見をいただければと存じます。いかがでしょうか。どなたか、口火を切っていただけますでしょうか。

■ 田崎委員

非常に難しいテーマだと感じております。全体的に大きな話で、漠然としており、どこから考えればよいのか戸惑っております。実は、私自身が今まさに直面している問題として、未っ子（12 歳）が学校にあまり通えておらず、不登校の状況にあります。そこで、不登校支援に関して、現在どのような取り組みがなされているのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

■ 教育庁

県教育委員会といたしましては、各地域の教育委員会や学校を支援する形で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を配置し、個別の事情に応じた丁寧な対応を行っております。不登校にもさまざまな段階があり、まったく登校できないケースや、登校はできても教室に入れないケースなどがあります。そのような生徒のために、学校内に別室を設け、専門職を配置して、たとえば「今日は給食だけみんなと一緒に食べてみよう」といった段階的な支援を行っております。

また、モニターで授業の様子を見ながら自習する、将棋などの活動を通じて学校に慣れていくなど、生徒の状況に応じた柔軟な対応を進めております。

■ 永田部会長

今のご意見は、現場の実情を踏まえた非常に重要なご指摘だったと思います。

基本戦略 1「子どもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」には、4 つの施策が掲げられております。これらの方向性が適切か、あるいは他に必要な視点があるかなど、引き続きご意見をいただければと思います。

■ 佐藤委員

施策 1 に限らず、全体的に「安全・安心」という言葉が多く使われておりますが、特に「メンタルヘルス」や「心理的安全性」といった観点が明記されていない点が気になりました。もちろん、「安全・安心」の中に心理的側面も含まれているとは思いますが、あえて

「メンタルヘルス」などの文言を明記することで、より明確に位置付けることができるのではないかと考えております。

■ 永田部会長

確かに、心理的な側面はトラブルの要因にもなりやすく、明確に記載する意義は大きいと感じます。

■ 吉武委員

最初の基本戦略には、「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」と書かれています。施策概要の2番、3番、4番、5番は、何となくそのイメージとつながっているように感じます。例えば、「こどもの教育力を向上させる」「こどもの居場所を拡大する」「こどもの意見を聴取する」「いじめや不登校などを支える」といった内容です。

ただ、1番上にある「県民総ぐるみの子育て支援」という施策については、私には少し漠然としていて、「何をするのか」「どんなことを考えて、こどもの将来の可能性や挑戦を応援することにつながるのか」が、具体的にイメージできません。この施策の位置づけとして、どのようなことを想定されているのでしょうか？

■（こども未来課）

本県では「ココロねっこ運動」という取り組みを推進しており、ご存じの方もいらっしゃるかと思います。この運動を通じて、子育て支援に関わる県民の皆様すべてに対して、子育て支援の基盤形成を進めていきたいと考えております。

そのため、「県民総ぐるみの子育て支援」という表現を用いております。ご理解いただけますでしょうか。

■ 永田部会長

先ほどのメンタル面に関する部分について、事務局の方で担当されている方がいらっしゃれば、どのような方向性で施策に落とし込まれているのか、あるいは特にこども分野に関して、何かご発言があればお願いできますでしょうか。

■（事務局）

「こどもが安心・安全に過ごせる場所をつくる」という観点から、心理的な安全性についても施策の中にエッセンスとして含まれていると考えております。

ただし、現時点では文言として明確に表れていない部分もございますので、今後、担当部局と調整しながら、より具体的な取組として反映できるよう検討してまいります。

■ 山本委員

施策概要の方向性 「こどもが安全・安心でチャレンジできる居場所の拡大」についてですが、社会教育施設の活用が有効ではないかと考えております。こども政策局だけでなく、生涯学習課などとの連携を強化することで、より幅広い取組が可能になるのではないのでしょうか。

■教育庁

ご指摘のとおり、施策の中には、生涯学習課が所管する社会教育施設の活用も含まれております。施策概要は複数の事業をまとめた代表的な表現となっておりますので、今後も関係部局と連携しながら、より効果的な取り組みを進めてまいります。

■矢内委員

目指す姿の方向性についてですが、「こどもが自らの希望に応じて、その意欲と能力を生かすことができる」と記載されております。ただ、先ほどの施策概要の中にもありましたように、さまざまな困難を抱えている子どもたちが多くいると思います。たとえば、学校に通うことが難しいお子さんや、通えてはいても何らかの課題を抱えているお子さんなどです。そうした子どもたちの姿を思い浮かべたときに、「意欲」や「能力」という言葉だけで、「将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」という趣旨が十分に表現されているのか、少し疑問に感じました。

具体的にどの施策だったかは失念してしまいましたが、「個性を大事にする」「尊重する」といった言葉が資料の中にあっただかと思えます。まず、その「個性」が大切にされなければ、子どもたちは意欲を持つこともできませんし、自分の能力が何なのかを、本人も周囲も見つけることができないのではないかと感じました。

また、「こどもが自らの希望に応じて」という表現についても、短い文章の中で言葉にしづらい部分かとは思いますが、私が思ったのは、子どもも大人もたくさん失敗をしますし、最初に「これをやりたい」と思っても、途中で気持ちが変わることもあるということです。その時々希望だけでなく、たとえ失敗したとしても、それがその子の人生にとって力になるような、そういったイメージが含まれていると良いなと感じました。「希望に応じて」という表現は、子どもたちにとっては少し難しいのではないかともし思いました。たとえば、今の社会では「この学校に入りなさい」「この進路に進みなさい」といったように、自由に希望を持ちにくい状況もあると思います。

話があちこちに飛んでしまい恐縮ですが、「希望に応じて」という言葉だけではなく、子どもたちが希望を持てるような環境、そして自分の個性を生かしたり、意欲を持って「こんな力を発揮してみたい」と思えるような環境を、社会として整えていく必要があるのではないかと感じました。

■七種委員

の施策概要の方向性の部分について申し上げます。「いじめや不登校などの課題に対する総合的な対策」と記載されていますが、他の項目では「教育力の向上」や「居場所の拡大」といった具体的な表現がされているのに対し、ここだけがやや抽象的にまとめられている印象を受けました。実際に不登校に関する情報を探す際には、保護者自身が一生懸命に情報を集めなければならず、相談先があっても、なかなかたどり着けないという現状があります。相談機関が存在していても、実際に相談するまでのハードルが高く、保護者が一人で悩みを抱え込んでしまうケースも少なくありません。

そうした現状を踏まえると、「総合的な対策」という表現で包括的にまとめるのではなく、たとえば「第三者的に相談できる機関の整備」や「情報提供の充実」といった、より具体的な方向性を明示することが重要ではないかと感じました。

私自身も、過去に非常に苦労した経験があり、相談しても「どうしようかね」といった反応しか得られず、前に進めなかった時期がありました。ですので、保護者が一人で悩まなくて済むような環境づくりが必要だと思います。いじめや不登校は子どもだけの問題ではなく、保護者の支援も含めた施策として、より明確な方向性を打ち出していきたいと考えております。

■ 永田部会長

今のご意見は、「総合的な対策」という表現に対して、より具体的な支援の方向性を明示すべきというご指摘だったかと思います。教育委員会の方から、何か補足があればお願いいたします。

■ 教育庁

ご指摘のとおり、「総合的な対策」といっても、個別の対応や保護者への支援も含めて考える必要があると認識しております。

現在、県では「教育支援センター」を設置し、学校に通うことが難しいお子さんが通える場所を提供するとともに、保護者の方々にも寄り添った支援を行っております。

また、もう一つの取り組みとして、学校に通うことが難しいお子さんを対象に、市町の教育委員会が博物館や動物園などで体験型のイベントを企画し、そこに参加してもらうことで、同じような状況にある子どもたちや保護者同士がつながり、情報交換ができるような機会を設けております。

いただいたご意見を踏まえ、今後の施策においても、より具体的な支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

■ 永田部会長

いかがでしょうか。方向性としてのご意見、あるいは不足している視点など、他にもご意見がございましたらお願いいたします。

■ 七種委員

すみません、1点だけ追加で申し上げます。

いじめや不登校といった課題を抱える子どもたちへの支援については、さまざまな取り組みがあると思いますが、実は「病気を抱えた子どもたち」への支援についての視点が、今回の施策の中ではあまり見られないように感じました。

たとえば、慢性的な疾患を抱えて入院生活を余儀なくされているお子さんたちが、どのように成長し、学びを続けていけるのか。そうした子どもたちの将来をどう支えていくかという視点も、今後の施策の中に含めていただけるとありがたいと思います。

■ 永田部会長

医療分野でも、たとえばヤングアダルト世代の課題など、支援のはざまにあるケースが多く見られます。この点についても、今後の施策に反映できるよう、確認を進めていただければと思います。

■ 矢内委員

先ほどのご意見に関連して、「病気を抱えた子どもたち」への支援についても触れていただきましたが、この後に出てくる「多文化共生」や「性別に関する施策」などと同様に、子どもたち自身も非常に多様であるということを改めて感じております。

たとえば、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子ども、何らかの課題を抱えている子どもなど、さまざまな背景を持つ子どもたちがいます。そうした「多様な子どもたちの育ちを支える」という視点が、非常に重要ではないかと考えております。「多様性」という軸は、特定の施策（たとえば共生社会）に限定されるものではなく、計画全体を貫く一本の柱として位置付けられるべきだと思います。つまり、「多様な子どもたちを、多様な方法で支えていく」という姿勢が、全体の方向性として明確に示されることが大切だと感じました。

■ 永田部会長

「多様性」については、共生社会の施策の中でも県として取り上げておりますが、こども分野においても決して置き去りにするものではないということを、改めて確認させていただきました。事務局としても、今後の施策の中でしっかりとその視点を反映できるよう、検討を進めていただきたいと思います。他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

■ 吉武委員

先ほどの「病気を抱えた子どもたち」というご意見についてですが、たとえば病院で過ごすお子さんや、ヤングケアラーのような立場にあるお子さんもいらっしゃいます。そういった子どもたちへの支援は、私は「施策3：きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援」の中に含まれるのではないかと感じました。基本的には、最初の大きな柱である「こどもまんなか社会」の中で方向性が示され、その後に、さまざまな状況に応じた具体的な支援が施策3などで展開されているのかなと受け止めております。たとえば、障害のある子どもへの支援や、ひとり親家庭への支援などが記載されている部分に、病気を抱えた子どもたちへの支援も含まれるのではないかと考えました。

ただ、「多様性」という観点を、施策全体の中でどのように位置づけるかについては、やはり一つの考え方として整理が必要だと思います。この点について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

■（事務局）

ご指摘のとおり、「こどもまんなか社会」の施策は、県民総ぐるみで子どもの育ちを支えるという「ココロねっこ運動」の理念に基づいており、子どもたちが安全・安心に過ごせる多様な居場所の確保や体験の機会の提供を重視しております。

また、県の重点施策として「こどもの居場所づくり」事業にも力を入れており、地域の教育力向上などの取組も含めて、さまざまな形で支援を行っております。

ただ、資料上では事業の全体像が見えづらい部分もあるかと思っておりますので、施策 3 に教育委員会の取組が含まれていたり、こども政策局の事業が別の施策に含まれていたりしますので、横断的に実施していることを、今後より分かりやすく整理してまいりたいと考えております。

■七種委員

それであれば、「いじめ」や「不登校」が施策 3 に含まれているのであれば、病気を抱えた子どもたちへの支援も、同様に施策 3 に含めて記載していただけると分かりやすいのではないかと思います。

【こども】基本戦略 2：希望が叶う「結婚、妊娠・出産、子育て」を切れ目なく支える

施策 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための一貫した支援

施策 こども時間の拡大に向けた職場環境の整備

施策 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

■永田部会長

他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、基本戦略 1 についてのご意見は一旦ここまでとし、次に進みたいと思います。

続いては、基本戦略 2「希望がかなう結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える」についてご意見をいただきたいと思います。

この戦略には 3 つの施策が含まれております。前回の部会でのご意見を踏まえ、「結婚、妊娠・出産、子育ては一連のものである」という考え方や、「希望がかなう」という前向きな表現を加えたという説明がございました。

13 ページ以降の内容について、またはそれ以前の部分でも構いませんので、ご意見をお願いいたします。

■吉武委員

11 ページの施策 3 についてですが、たとえば「金融リテラシー教育」や「アントレプレナーシップ教育」といった言葉が出てきますが、子どもたちにとって分かりやすいのかどうか、少し疑問に感じました。

19 ページの「くらし」の施策では、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」について、分かりやすい説明が添えられていました。子どもや高齢者を含め、誰にでも伝わるような表現があると、施策の方向性がより理解しやすくなるのではないかと思います。

■（事務局）

たとえば「アントレプレナーシップ教育」などは、高校生を主な対象としておりますが、ご指摘のとおり、一般の方々にとって分かりづらい表現になっているかもしれません。今後

は、就職やキャリア教育といった文脈も含めて、より分かりやすく整理してまいりたいと考えております。

■七種委員

13 ページの施策概要の方向性 についてですが、「意識醸成」や「社会全体の機運の醸成」といった表現が使われております。ただ、妊娠・出産、子育てに関しては、もはや社会の機運だけではどうにもならない段階に来ているのではないかと感じております。たとえば、労働環境の整備や、職場への具体的な支援がなければ、企業側が「産休を取っていいよ」「育休を取っていいよ」「看護休暇を取っていいよ」と言えるような状況にはなかなかつながっていかないと思います。「意識の醸成」といった表現では、企業に対してやや甘い印象を与えてしまう可能性もあるのではないのでしょうか。私たち一般企業の立場からすると、そうした印象を受けることもありますので、誤解を招かないように、より具体的に「環境を整備する」という方向性を明確に打ち出していただけるとありがたいです。

■永田部会長

今のご意見は、施策 の内容とも関連しつつ、さらに一步踏み込んで、より具体的な支援の方向性を明示してほしいというご指摘だったかと思います。「機運の醸成」という表現がやや抽象的であるため、明確なメッセージとして伝わるような工夫が必要というご意見でした。

他にご意見のある方はいらっしゃいますか？

■矢内委員

私のスタンスとして、結婚というのは非常に個人的な事柄であると考えております。行政がそれを支援・応援するということについては、慎重であるべきだと思っています。現在の日本では、同性カップルや、その他さまざまな性的指向を持つ方々が結婚という制度を選択できない状況にあります。そのような中で、異性愛者の家族形成だけを支援するような施策のあり方には、疑問を感じております。

もちろん、これは日本全体で議論が進んでいるテーマであり、現時点で施策に含める必要があるという考え方も理解しております。ただ、13 ページの施策 にある「結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識醸成と社会全体の機運の醸成」という表現を読んだときに、私自身は「ある程度の年齢になったら結婚すべきだ」という社会的な圧力を強めるようにも受け取れてしまいました。これは、私が意地悪な読み方をしているのかもしれませんが、本当に「主体性を尊重しているのか？」という疑問を感じました。

一方で、「誰かと家族を形成したい」と思う人が、その希望を実現できるような社会をつくることは、とても大切だと思っています。また、他の委員がおっしゃっていたように、家族と過ごす時間を確保するための働き方の工夫や、給与面での支援なども、不可欠な要素だと考えております。以上です。

■永田部会長

「希望がかなう」という表現が今回盛り込まれております。この点は非常に大切にしていきたいと考えておりますが、このような表現が加わったことで、さまざまなご意見や考え方が出てきている面もあるかと思えます。

今後、より具体的な方向性については、皆さまのご意見を参考にいただければと思います。

■吉武委員

15 ページの施策3「きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援」についてですが、から までの項目が並んでいる中で、この順番に少し違和感を覚えました。たとえば、「障害のあるこども」や「ひきこもり」などは、こども本人への支援が中心になると思いますが、「こどもの貧困」や「ひとり親家庭」、「ヤングケアラー」などは、むしろ親や家庭への支援が中心になると感じます。

このように、こどもへの支援と親への支援が混在している印象があり、もう少し整理できないものかと感じました。どの順番が最適かという提案まではできませんが、構成の見直しをご検討いただけるとありがたいです。

■（事務局）

こちらの項目については、現時点では仮の構成となっております。いただいたご意見を踏まえ、今後、より分かりやすく整理できるよう検討してまいります。

■七種委員

14 ページの施策「子ども時間の拡大に向けた職場環境の整備」についてですが、先ほど申し上げたように、の「意識醸成」だけでは不十分であり、企業に対する具体的な支援が必要だと感じております。特に長崎県では人材不足が深刻で、企業側も非常に厳しい状況にあります。

そのような中で、企業が「子ども時間」を確保するための取り組みを進めるには、行政からの支援が不可欠です。の施策だけでは対応しきれない部分もあるため、の中に「労働環境の整備」や「企業支援」といった視点をしっかりと盛り込むべきではないかと考えております。

■佐藤委員

14 ページの「子ども時間」に関してですが、時間の確保だけでなく、子どもとの関係性を深めるための支援も必要ではないかと感じました。単に「時間を取る」だけでなく、「その時間をどう過ごすか」という視点も大切だと思います。

■永田部会長

具体的なイメージや事例などがあれば、ぜひお聞かせいただけますか？

■佐藤委員

たとえば地域の親子向けプログラムとのマッチング支援や、保護者同士のネットワーク形成の支援などが考えられると思います。そうした取り組みが、保護者が前向きに子育てに取り組める環境づくりにつながるのではないかと考えております。

■（事務局）

ご意見ありがとうございます。

たとえば地域との連携といった視点は、基本戦略 1 の施策 の中にも含まれており、教育委員会でも取り組んでいるところです。

ただ、今回の資料では大きな事業名のみを記載しており、その下にある具体的な施策については、次回以降の会議で詳細をご説明する予定です。今後、より分かりやすくお示しできるよう努めてまいります。

■永田部会長

ピーススタジアムができてから、子どもたちや親子連れが休日に足を運ぶ姿をよく見かけられるようになりました。そうした光景を見ると、「場」ができることで、行動が変わるということを実感します。もちろん、勝敗によって盛り上がりには波はあるかもしれませんが、親子で一緒に過ごすことが「コスト」として感じられないような社会になってきているのではないかと感じます。

これは長崎市内の事例かもしれませんが、こうした「ムーブメント」が生まれることが、社会全体のエネルギーになるのではないかと思います。施策の裏には多くの取り組みがあることは承知しておりますが、こうした変化が生まれるような施策が展開されることを期待しております。

【くらし】基本戦略 1：健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる

施策 健康づくりと生きがいづくりの促進

施策 地域の医療・介護のサービス確保及び充実

■永田部会長

それでは、時間の関係もございますので、「くらし」の分野に移ってまいりたいと思います。この分野も、他の施策と関連する部分が多く、実質的に重なる内容もあるかと思います。

「くらし」の分野には、以下の 3 つの基本戦略が掲げられております：

1. 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる
2. 多様性を尊重し合う共生社会をつくる
3. 安心して生活できる環境づくりを推進する

それでは、まず 1 つ目の「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」について、16 ページ・17 ページをご覧くださいながら、ご意見をいただければと思います。

■矢内委員

質問になります。17 ページに「すべての県民が住み慣れた地域で希望する医療や介護サービスを受けることができる」とありますが、これを実現するためには、たとえば公共交通

機関の充実も重要だと思います。移動が困難な方にとっては、医療を受けるための移動手段の確保が不可欠です。「関係各所との連携によって」と記載されていますので、そうした視点も含まれているとは思いますが、改めてその点が気になりましたので、発言させていただきました。

■（事務局）

おっしゃるとおり、地域公共交通の確保は県民の関心が非常に高い項目であり、アンケート調査でも上位に挙がっております。

この点については、「まち」の基本戦略２の施策３「地域を支える公共交通の維持・確保」において、主に取り扱っております。医療・介護を支えるためにも、交通の確保は重要な要素であると認識しており、今後も連携を図りながら取り組んでまいります。

■七種委員

施策の内容は、私の専門分野でもありますので、少し補足させていただきます。

長崎県では、担当課の皆さまが非常に熱心に取り組んでくださっており、私たちの相談にも丁寧に対応していただいております。

今後の課題としては、「地域包括ケアシステムの深化」が挙げられると思います。県内では、すでに多くの地域で地域包括ケアが構築されておりますが、今後は市町村単位での取り組みがより重要になってくると考えております。特に、家族機能の低下が進んでおり、介護支援専門員や福祉従事者がその役割を担っている現状があります。これは一時的な対応であるべきで、恒常的なものとして捉えるべきではないと思います。そのためにも、地域ごとの課題に応じた取り組みの促進を、施策の中に明記していただけるとありがたいです。

また、介護保険外のサービスや援助の仕組みなども含めて、市町村の役割が非常に大きくなっておりますので、県としての支援体制の強化をお願いしたいと思います。

■永田部会長

私もまったく同感です。特に介護人材の確保については、今後どうなるのか非常に不安を感じております。介護福祉士を目指す若い人が少なくなっており、地域によっては人材の確保が非常に難しくなってきています。市町村ごと、あるいは離島など地域によって課題が異なるため、県がそれぞれの地域に応じた支援を行っていただく必要があると感じております。現場と県がしっかりと連携しながら、安心して暮らせる地域づくりを進めていただきたいと思います。

■七種委員

私も地域包括ケアシステムの構築に関わってまいりましたが、県が全市町に出向いて意見交換を行いながら進めてきた経緯を承知しております。

ただ、長崎県の特徴として、地域ごとの状況が大きく異なるという点があります。そのため、県の施策としても、地域の多様性に目を配る必要があると感じております。

■（長寿社会課）

ご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、たとえば時津町では過去 10 年間で 85 歳以上の人口が 1.8 倍に増加している一方、小値賀町では 0.8 倍と、地域によって大きな差が生じております。

昨年度は、各市町村と個別に意見交換を行い、それぞれの地域の需要に基づいた支援のあり方について協議を重ねてまいりました。効率的なサービス提供が求められる中で、地域ごとの特性を踏まえた支援を今後も進めてまいります。この点については、国の社会保障審議会でも取り上げられており、県としても施策にしっかりと反映してまいります。

■ 矢内委員

素朴な疑問なのですが、16 ページの施策 に「食育の推進」が含まれている点についてです。私の感覚では、食育は「ふるさと教育」などと結びついている印象があり、「高齢者の健康づくり」などと並んで記載されていることに少し違和感を感じました。なぜこの位置に食育が含まれているのか、ご説明いただけるとありがたいです。

■（事務局）

ただいまのご質問に関してですが、まさに「食育」をどこに位置づけるかという点については、庁内でも議論がありました。「食育」は、健康との親和性が高いという観点から、現時点では「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」の中に位置づけております。

ただし、今ご指摘いただいたように、ふるさと教育など他の分野との関連性もあるため、今後の検討課題として改めて整理してまいりたいと考えております。「食べること」は「生きること」に直結するという意味でも、単なる健康づくりにとどまらない重要な要素であると認識しております。貴重なご意見、ありがとうございました。

■ 山本委員

先ほど話題に上がった地域包括ケアシステムについてですが、医療・福祉関係の方々が非常に熱心に取り組んでおられる一方で、それ以外の分野との連携によって補える部分もあるのではないかと感じております。たとえば、体操などの身体活動に関する取り組みも、福祉関係者が企画・実施されているケースが多いですが、こうした活動は社会教育施設、たとえば公民館などでも実施可能です。地域の人々が集まる場の、教室や講座などを活用することで、医療・福祉以外の部署との連携が図れるのではないかと考えております。

また、こうした取り組みは、今後の施策の中でも下位の事業として位置づけられてくるのではないかと思います。文化や教育といった分野にとどまらず、業種や部署を超えた連携が進むと良いと感じております。

さらに、サービスを提供する側だけでなく、受ける側の視点も重要です。たとえば、デイサービスに行くことに対して不安を感じている高齢者の方も多くいらっしゃいます。実際に行ってみると楽しいと感じる方も多いのですが、最初の一步を踏み出すまでに大きな不安があるようです。そのため、たとえば公民館の講座などで「デイサービス見学会」などを企画し、事前に情報を得られる機会があると、安心してサービスを利用できるのではないかと思います。社会教育の中で、医療・介護に関する学びの場が設けられると、いざというときに「ここがある」と思える安心感につながるのではないかと考えております。

■（長寿社会課）

ご指摘のとおり、私たちのセクションとしても、高齢者の社会参加を促す観点から、市町村が主体となって生涯学習の取り組みを進めております。実際、地域によっては生涯学習の対象者の多くが高齢者となっている状況です。ただし、そうした情報が十分に周知されていないという課題もございます。

また、介護保険サービスは公費で運営されているため、たとえばデイサービスに行かなくても参加できる「通いの場」など、介護保険外のサービスも各地域で整備されつつあります。こうした取り組みを通じて、介護状態になる前の段階での予防的な支援を進めていくことが重要です。

今年度からは、そうした新規事業にも取り組んでおりますので、引き続きご意見を参考にしながら進めてまいります。

■山本委員

地域にあるサロンのようなものが該当するのでしょうか。それとも、サロンの取組も含まれているということでしょうか。

■（長寿社会課）

ご指摘のとおり。包括ケアシステムは、医療と介護のサービス、住まい、生活支援、介護予防の5つの要素があり、そのうち介護予防の範疇ということで包括ケアに含まれております。

■七種委員

長崎県では「ケアラー条例」という、全国に先駆けた素晴らしい取り組みがございますが、今回の資料の中でどこに位置づけられているのかが分かりづらく感じました。たとえば、18ページの施策の中にある「誰もが役割を持ち、お互いに支え合う地域共生社会の推進」の中に、「家族の支援」という観点でケアラー支援を盛り込んでいただけると良いのではないかと思います。

また、「仕事と介護の両立」も大きな課題です。総務省の就業構造基本調査によると、長崎県では過去8年間で約4,500人が介護を理由に離職しているというデータがあります。こうした現状を踏まえると、「ケアラー支援」と「両立支援」を組み合わせた施策の方向性が必要ではないかと考えております。

さらに、15ページの「きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援」についても、必ずしも「親」ではなく「家族」と表現した方が実態に即しているのではないかと思います。祖父母が子育てを担っている家庭もありますので、より包括的な表現が望ましいと感じました。

最後に、全国的にも問題となっている「カスタマーハラスメント」についてです。福祉職や医療職に対するカスハラが深刻化しており、私が所属する日本介護施設協会でも調査を実施し、記者会見でも多くの関心が寄せられました。こうした現場の声を踏まえ、カスタマー

ハラスメントへの対応も、今後の施策の中で一つの柱として位置づけていただけるとありがたいです。

■ 永田部会長

先ほど、子どもに関する施策について、15 ページの「きめ細やかな対応が必要なこどもと親への支援」という表現を、「こどもと家族への支援」に変更してはどうかというご意見がありました。この点について、こども政策局からご回答をお願いいたします。

■（こども未来課）

現在は「親」と表記しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、「家族」という表現への変更についても検討してまいりたいと考えております。

■ 山口委員

17 ページの施策概要の方向性 「持続可能な医療提供体制の構築」について、質問と提案をさせていただきます。現在、離島地域などではドローンを活用した医薬品の配送など、新しい取り組みが進められていると伺っております。こうした長崎県らしい先進的な取り組みは、今後さらに推進していくべきだと感じております。

また、過去には医療船を活用した巡回診療なども行われており、最近では瀬戸内海地域で、介護や生活支援を組み合わせた船によるサービス提供の事例もあると聞いております。こうした「移動型の医療・介護・生活支援」の仕組みは、離島や複数の市町村にまたがる地域において、今後の選択肢の一つになるのではないかと考えております。過去の取組を振り返りつつ、現代の技術やニーズに合わせた新しい形の医療提供体制の構築について、ぜひご検討いただければと思います。

■（医療政策課）

ご提案ありがとうございます。

「持続可能な医療提供体制の構築」については、2040 年頃に 85 歳以上の高齢者が急増することを見据え、入院・外来・在宅医療、そして介護との連携が適切に行われる体制づくりを目指しております。

また、離島やへき地における医療提供については、ドローンの活用や ICT の導入など、地理的課題を克服するための取り組みを進めております。

今年度も当初予算に関連事業を計上しており、今後も市町と連携しながら、検討を進めてまいります。

■ 佐藤委員

同じく 17 ページの「住み慣れた地域で希望する医療や介護サービスを受けることができる」という方向性についてですが、これを実現するためには、「人材の確保」よりも「人材の定着」がより重要だと感じております。医療・介護人材の定着に向けて、現在どのような事業があるのか、また今後どのような取り組みが予定されているのか、お伺いしたいです。

■（長寿社会課）

介護人材については、他産業と比較して給与水準が低いという課題が大きく、現在は「処遇改善加算」などを通じて、賃金の引き上げを支援しております。

また、ICTの導入によって業務負担を軽減する取り組みも進めており、たとえば入浴介助や見守り支援などにテクノロジーを活用することで、働きやすい環境づくりを目指しております。こうした「働き方改革」を通じて、定着率の向上を図ってまいります。

■（医療政策課）

医療分野においても、診療報酬の中で介護との連携や高齢者救急対応などに対する評価が進んでおり、医療機関が適切な経営を行うことで、人件費の確保や離職防止につなげていくことが重要です。

また、県としては、特に小児科や産科、救急など、担い手が不足している診療科について、引き続き人材確保に取り組んでまいります。

■佐藤委員

私は南島原市から参りましたが、島原半島では病院の閉院が相次いでおり、産婦人科や小児科も次々と閉鎖されています。人材を確保しても、そもそも病院がなければ意味がありません。こうした地域における医療機関の維持・確保について、何か対策があるのかお伺いしたいです。

■（医療政策課）

島原半島では、分娩件数の減少などにより、医療機関の経営が厳しくなっている現状がございます。その結果、医師の確保が難しくなり、さらに医療機関が減るという悪循環が生じております。こうした状況に対しては、残っている医療機関同士の連携を強化することや、地域で医療を担っていただける医師の確保に向けて、都市医師会などと連携しながら対応を進めてまいります。

■永田部会長

この問題は非常に重要であり、医療・介護の提供体制にとどまらず、さまざまな分野に関わってくる課題です。報酬や診療報酬の見直しだけでは人材の定着にはつながらないというのは、これまでの歴史が証明していると思います。地域社会全体で支えていくべき課題だと感じております。

（休憩）

【くらし】基本戦略2：多様性を尊重し合う共生社会をつくる

施策 互いに支え合う地域共生社会の更なる推進

施策 男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり

■永田部会長

それでは、次に基本戦略2「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」に移りたいと思います。ここには3つの施策が掲げられておりますが、それぞれについてご意見をいただければと思います。

■吉武委員

大変素朴な質問なのですが、施策1の6番目に「困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援」とあります。この表現について、なぜ「女性」に特化して記載されているのか、少し違和感を覚えました。DV（ドメスティック・バイオレンス）についても、被害者支援だけでなく、加害者支援も重要だと考えております。加害者への支援がなければ、再び別の人を傷つける可能性もあるため、現在では加害者支援の必要性も広く認識されています。この点について、どのような意図でこのような表現になっているのか、お伺いしたいです。

■（こども未来課）

「困難な問題を抱える女性」という表現についてですが、こちらは「女性支援法」という法律に基づいた支援体制が背景にございます。この法律に基づき、支援調整会議の設置など、女性に特化した支援の枠組みがあるため、このような表現となっております。

ただし、表現のあり方については、いただいたご意見を踏まえ、今後改めて検討してまいりたいと考えております。

■永田部会長

その法律には年齢制限などもあるのでしょうか？こども政策局が担当されているということで少し気になりました。

■（こども未来課）

その点については、現時点で正確なお答えができかねますので、確認のうえ対応させていただきます。

■矢内委員

私も同じく、施策1の6番目について意見があります。

「困難な問題を抱える女性」というのは、たとえば貧困、家庭内暴力、居場所のなさ、あるいは売買春を強いられている、または経済的困難から自ら選んでいるように見えるケースなど、非常に複雑な背景を持つ女性たちを対象とした支援が必要であるという社会的背景から生まれた法律だと理解しています。そのような背景を踏まえると、この施策が「多様性を尊重し合う共生社会」の中に位置づけられていることに、私は違和感を覚えました。

DV被害者の支援についても、若者の間で起こるデートDVなどを含め、家族やパートナー間の問題として捉えるべきであり、「若者支援」や「家族支援」の文脈で扱う方が適切ではないかと感じました。この施策が掲げている「誰もが役割を持ち、お互いに支え合う地域共生社会の推進」という方向性と、施策6の内容は、レベルや性質が異なるのではないかと考えております。

■（事務局）

非常に本質的なご指摘であり、庁内でも整理が必要な点だと受け止めております。今後の検討に活かしてまいります。

■七種委員

施策 についてですが、最近は SNS 上での誹謗中傷などの問題が社会問題化しています。高齢者や障害者に対しても、そうした誹謗中傷が起きている現状があります。このような問題に対して、啓発や教育的な取り組みが必要ではないかと感じております。

また、施策 の概要を見ると、前半は要配慮者の社会参加や地域支援に関する内容で、後半は多様性を認めない風潮への対応と、論点が 2 つに分かれているように見受けられます。そのため、施策を 2 つに分けて整理した方が、より明確になるのではないかと考えます。たとえば、前半は「要配慮者支援」、後半は「多様性の尊重と差別防止」といった形で分けると、施策の方向性がより伝わりやすくなるのではないのでしょうか。その中で、SNS 上の誹謗中傷への対策も、しっかりと位置づけていただけるとありがたいです。

■矢内委員

施策 と の両方に共通することですが、「多様性を尊重し合う」というのは、個人の意識だけの問題ではないと思います。たとえば、この懇話会のメンバー構成においても、県の職員の皆さまがジェンダーバランスや年齢層、立場など、多様性を意識して構成されたのではないかと感じております。社会参画を促すためには、たとえば自治会の構成や、会長に若者や女性が就任できるような仕組みづくりが必要です。

また、企業や組織、地域コミュニティにおける人材の登用方法や評価の仕組みも見直していく必要があると思います。アンコンシャス・バイアスの解消や、女性の社会参画の推進についても、単なる啓発にとどまらず、制度や仕組みそのものを変えていく必要があります。「広い心を持ちましょう」というメッセージだけでは、実質的な変化にはつながらないのではないかと危惧しております。

■永田部会長

こういったご意見を踏まえまして、今後はもう少し踏み込んだ形での施策が期待されているということかと思います。それでは、次のご意見を願います。

■田崎委員

19 ページについてですが、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」というのは、大人の個人の考えを変えていくのは非常に難しいことだと思います。ですので、小学校や幼稚園など、小さいうちからこういった意識、たとえば、男性も女性も性別に関係なく家事や子育てを担うものだという感覚を持てるような教育をしていった方が良いのではないかと感じました。「教える」という言い方が適切かどうかは分かりませんが、そうした考え方を自然に持てるような教育が必要だと思います。

■ 永田部会長

教育分野も関わってくる内容かと思います。おそらくこの施策は、担当部局がある程度決まっているとは思いますが、「くらし」の分野にも教育的な要素があっても良いというご意見として受け止めました。

■ 矢内委員

「包括的性教育」というのは、どこかに掲げられているのでしょうか。私は、包括的性教育は、困難な問題を抱える女性への支援や、デートDVの問題を解決するために不可欠だと思っています。そして、それは当事者だけでなく、若い子どものうちから性教育を受ける必要があると考えています。ですから、「くらし」の基本戦略の中ではなく、「こどもたちの将来の可能性を広げる」や、「結婚、妊娠・出産、子育て」といった政策の中に、きちんとした性教育を受けることが位置づけられるべきではないかと思っています。性教育を受けていない人が、子どもを持つような行為をするべきではないと私は思っていますので、そういった観点からの位置づけが必要ではないかと考えました。

■（事務局：杉本補佐）

「性教育」という言葉を直接的に使っているわけではありませんが、13ページの「結婚、妊娠・出産、子育て」の施策の中の「命の尊さや家庭生活の理解促進」の中に、性に関する教育の要素も含めていくような考えは持っております。

■ 永田部会長

課題としては認識しており、現時点ではそういった内容を該当施策の中に落とし込んでいくということかと思います。今後は、より明確に認識できる形で整理していただければと思います。

施策 多文化共生社会の推進

それでは、外国人住民に関するご意見をお願いいたします。こちらは、施策「多文化共生社会の推進」に関する内容です。

■ 七種委員

福祉施設にも多くの外国人の方が入職されており、医療施設でも外国人の方が増えてきています。しかし、実際にはその方たちの対応を、すべて病院や施設が負担しなければならないという現状があります。たとえば、買い物に連れて行ったり、商品を準備したり、住居を確保したりと、非常に高額な支出がかかっており、現場の負担は大きいです。本人へのサポートももちろん必要ですが、雇用する事業所への支援も行っていないと、外国人の方が就労を継続していくのは難しいのではないかと思います。施策には「外国人住民への支援」がありますが、施策に「外国人を雇用する事業所への支援」も加えていただけるとありがたいです。

以上です。

■ 永田部会長

非常に現実的なご意見であり、外国人の方々が就労されているという事実を踏まえた、重要な視点だと思います。

■ 矢内委員

今のご意見を伺っていて、私も同じように感じました。私は3月まで、長崎大学のダイバーシティ推進センターにいました。大学には保育園があり、留学生のお子さんも多く在籍しています。外国人研究者の方々の中には、日本語が十分に話せない方も多く、スタッフも必ずしも英語やその他の言語に対応できるわけではありません。たとえば、お子さんの健康状態を伝えたり、お友達との関わりについて説明したりといったことが、日常的に非常に悩ましい課題でした。大学のような大きな組織であれば、工夫しながら対応できる部分もありますが、個別の組織で対応していくのは、今後ますます難しくなるのではないかと感じています。そのため、先ほどのご意見に賛同いたします。

そのうえで質問ですが、「コミュニケーション支援」とは具体的にどういうことを想定しているのでしょうか。たとえば、医療現場であれば、その方に合わせた言語で状況を伝えられるような通訳の配置が必要かもしれません。一方で、日常生活においては、英語や母語ではなく「やさしい日本語」を使って、外国人の方が持っている日本語力で理解できるようにすることも重要だと思います。また、聞き取る側も「やさしい日本語」で伝えるスキルを身につけることが必要だと感じています。

さらに、文化観光国際部だけでなく、生涯学習課など、地域全体での学びや支援の仕組みが必要だと思います。これは外国人支援に限らず、19ページの「生涯学習」の施策にも通じる話であり、地域づくり、生涯教育、成人教育といった観点からも重要だと考えております。

■（国際課）

1つ目の「コミュニケーション支援」についてですが、まさに矢内委員がおっしゃっていただいたような「やさしい日本語」の取組を、施策の中心に据えております。方向性の欄に黒丸で記載している「地域日本語教室」はその一例でして、日本語がなかなか話せない、あるいは全く話せない方を対象に、主に市町で運営していただいております。ボランティアスタッフの日本人と一緒に交流しながら、やさしい日本語を学ぶというもので、現在、県内21市町のうち14市町に設置されています。今後は、すべての市町においてこうした交流の拠点が設置・運営されるよう努めてまいりたいと考えております。これは外国人住民の方向けの施策でもありますが、同時に、日本人の地域住民の方にもボランティアとして広く参画していただくことで、住民側の意識醸成も図っていきたいと考えております。

もう1つのご質問である「生涯学習課等の取組との関係」についてですが、外国人を住民としてとらえた場合、行政サービスのほぼすべての分野に関わってくると認識しております。この施策の中では、まず外国人特有の課題である「コミュニケーションの問題」に焦点を当てて構成しておりますが、ご指摘のように、さまざまな分野・業界・社会のコミュニティにおいて言葉の問題が生じてくると思いますので、そういった点については今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

■（事務局）

外国人材に関する話題については、32 ページの「仕事」分野の基本戦略 1 の施策「外国人材の受け入れ・定着の推進」において、産業労働部が中心となって取り組んでおります。他の部局でも介護や観光、農業など、さまざまな分野での外国人材の受入れに関する施策を進めており、市町や企業との連携も含めて、こちらで組み立てを行っております。

■吉武委員

今、外国人の方の就労については 32 ページにあるということでしたので、20 ページの「暮らし」の部分は、外国人住民が安全・安心に生活できるということが中心になるのかなと思います。

たとえば、今は幼稚園などにも外国人のお母さんがいらっしゃいます。そうすると、「明日はお弁当です」とか「運動会があります」といったことが、文化の違いもあってなかなか伝わらない。園長先生がスマホの翻訳機を使って一生懸命対応されているような状況です。外国人のお母さん方は、小さいお子さんを育てていらっしゃる中で、日本人のお母さん以上に孤立されていて、情報も少ないのではないかと思います。小学校に上がれば少しは情報も増えるかもしれませんが、幼稚園や保育所の段階では特に支援が必要だと感じます。文化観光国際部でいろいろ取り組まれていること、たとえば「やさしい日本語を教える教室がある」といった情報が、そうした現場にもきちんと届くような仕組みをお願いしたいと思います。園長先生たちは、それぞれの職場で四苦八苦しながら、何とか理解してもらおうと個別に頑張っていらっしゃると思いますが、限界があると思います。

■永田部会長

県の統計資料にも外国人の割合が出ていたかと思いますが、現状についてご説明いただけますか。

■（国際課）

現在、最新の統計は令和 6 年 6 月時点のもので、長崎県における外国人の比率は 1.14% となっております。令和 5 年度に初めて 1% を超えました。全国平均は 3% 弱と記憶しておりますが、長崎県は比率としては中位以下に位置しています。ただし、伸び率は全国的に見て非常に高く、コロナ禍で一時的に停滞した後、再び増加傾向にあります。

また、国籍の多様化も進んでおり、「少ないから対応しなくてよい」ということではなく、今後ますます重要な課題になってくると認識しております。

■永田部会長

1% という数字は、もはや「対応しなくてもよい」レベルではなく、しっかりと認識して対応していくべき段階にあるということですね。

■佐藤委員

この施策は単なる外国人支援にとどまらず、長崎県ならではの多文化の歴史と精神を生かした、モデル的な共生社会を目指すべきではないかと感じています。もっと強く推進していくべき施策だと思います。

■ 永田部会長

関西圏など、他地域の方々にも長崎の多文化的な魅力を感じていただけるような施策になると良いですね。何かコメントございますか？

■（国際課）

委員からご指摘いただいたように、長崎は海外との交流の歴史を持つ地域であり、県民の皆さまも、それを一つのアイデンティティとして捉えていらっしゃるのではないかと感じております。エビデンスは持ち合わせておりませんが、外国から来られた労働者の方から、「長崎の人は優しい」「他の地域に行ったけれど、また長崎に戻ってきて働いています」といった声を聞いたこともございます。そうした声を励みに、今後もより誇れる地域づくりに努めてまいりたいと思います。

■ 矢内委員

少し前の話に戻ってしまうのですが、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」についてです。現在は主に性別役割分業意識に焦点が当てられているようですが、アンコンシャス・バイアスには、ジェンダーに関するものだけでなく、外国人や国籍、人種、民族、年齢など、さまざまな要素があると思います。ですので、これはいろいろな分野に関わってくるのではないかと感じています。

また、性別に関して言えば、これだけ「多様性を尊重し合う」と掲げているにもかかわらず、「性の多様性」についてはどこにも触れられていないことに、私は違和感を覚えました。長崎県内でも、パートナーシップ条例を設ける自治体が増えてきており、大村市などでも導入されています。ただ、パートナーシップ条例は性の多様性のごく一部に関するものであり、ゴールではなく、過渡期的な措置だと私は考えています。県として、今後この「性の多様性」や「パートナーシップ制度」についてどのように考えていくのか、少し気になりました。「多様性を尊重し合う」と言いながら、性の多様性について制度的な視点が出てこないのは、今の時代の流れの中で、なぜなのかという疑問と違和感を持っています。

■（男女参画・女性活躍推進室）

性の多様性についてどこに位置づけられているのかというご指摘がありましたが、こちらは人権・同和対策課の所管となっておりまして、18 ページの施策 の方向性 「互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり」の中に含まれております。一応、その点をお伝えさせていただきます。

■ 永田部会長

施策の表現については、まだ検討の途中という段階かと思いますが、今いただいたご意見を参考に、県の方でしっかり検討していただければと思います。

【くらし】基本戦略3：安心して生活できる環境づくりを推進する

施策 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり
 施策 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上
 施策 カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり
 施策 環境への負荷が少ない循環型社会づくり
 施策 水・大気環境の確保と生物多様性の保全
 施策 動物愛護管理の推進

それでは、次の基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」に移りたいと思います。この分野は施策も多く、他分野にもまたがっておりますので、さまざまなご意見があるかと思ひます。ご発言をお願いいたします。

■ 矢内委員

施策 について、目指す姿の方向性として「県民一人ひとりの自主防犯意識や交通安全意識の高揚が図られている」とありますが、交通安全意識は確かに高める必要があると思ひます。ただ、「自主防犯意識」という表現については少し気になりました。確かに、自主防犯意識を高めることは大事かもしれませんが、それが「目指す姿」として適切なのかどうか、少し疑問に思ひます。というのも、「自分がちゃんと防犯していなかったから被害に遭った」といった、自己責任のようなメッセージに受け取られてしまう可能性があるからです。たとえば、道を歩いていてバッグを道路側に持っていたらひたたくられたとして、「それはあなたが歩道側に持っていなかったからだ」と言われるような感覚です。でも、悪いのはひたつた人であつて、被害者ではないはずです。

よつて、「県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚が図られている」という表現が、本当に目指すべき方向なのか、もう少し文言の工夫が必要ではないかと思ひました。以上です。

■（警察本部）

目指す姿の方向性についてですが、県民の皆さまにすべてを任せるといふ意味ではなく、県民の方にも一定の知識を持っていたきたいといふ趣旨です。もちろん、警察としては犯罪の取り締まりや犯人の検挙などを行つてまいりますが、この表現は、県民の皆さまと警察が一体となつて、安全・安心なまちづくりを進めていくといふメッセージとして記載しております。

■ 矢内委員

今おっしゃつていただいたように、「一体となつて」といふことが目指す姿であるならば、「県民一人ひとりの防犯意識の高揚」ではなく、「ともに安心して暮らせる地域をつくる」といった表現の方が適切ではないかと思ひます。今の表現では、その意図の半分しか伝わっていないように感じます。

■ 永田部会長

今のご意見を参考に、表現の検討をお願いできればと思います。

私から質問なのですが、警察の方がいらっしゃるのとお伺いします。オレオレ詐欺など、特殊詐欺が社会問題になっており、長崎県内でもポスターやニュースなどでよく目にします。全国的な傾向だとは思いますが、長崎県の状況はどうなのでしょう？全国と比べての特徴や、離島など地域ごとの傾向などがあれば教えていただきたいです。

■（警察本部）

全国との比較データは現在手元にございませんが、長崎県内の状況についてお答えいたします。令和6年中の特殊詐欺（長崎県では「偽電話詐欺」と呼称）に関する認知件数は182件、被害総額は約3億895万円となっております。被害件数は過去10年間で最多となっており、増加傾向に歯止めがかかっていない状況です。

■ 永田部会長

ニュースなどでも、県内各地で発生していることが報道されており、私の住んでいるマンションでも「この近辺で発生しています」といった注意喚起が掲示されています。非常に身近な問題であり、大きな課題だと感じております。

■ 矢内委員

「サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進」についてですが、先ほど話題に出ていたオレオレ詐欺のようなものや、若者が闇バイトなどに巻き込まれてしまうような事例も、この施策に含まれるのでしょうか？ニュースなどでよく見かけますが、そういった犯罪に若者が巻き込まれるのを予防することも、この施策の中に含まれているのかお伺いしたいです。

■（警察本部）

ご指摘のとおり、特殊詐欺などの対策もこの施策に含まれております。また、その他のサイバー犯罪から県民を守るための対策も含めて、幅広く対応していく内容となっております。

■ 豊田委員

表現について少し気になった点があります。21ページの施策概要の方向性に「犯罪が起きにくく、交通事故が少ない」とありますが、交通事故は確かに「少ない」という表現で良いと思います。ただ、「犯罪が起きにくく」という表現については、むしろ「犯罪を起こさせない」「起こさないような社会を目指す」といった、より明確な姿勢を示す表現の方が良いのではないかと感じました。もちろん、犯罪をゼロにすることは難しいとは思いますが、県としての姿勢や方向性としては、「犯罪を起こさせない社会を目指す」というメッセージをはっきりと打ち出すべきではないかと思います。

■（警察本部）

私は交通の方を担当しておりますが、交通事故についても本来はゼロを目指すべきだと考えております。最終的にこういった表現にするかについては、今後検討させていただきたいと思います。

■ 永田部会長

おそらく「犯罪が起きにくい社会」というのは、「犯罪が起こらないような環境づくり」を意味しているのだと思います。ただ、犯罪にはさまざまな種類があるため、簡単に一言で表現しきれない部分もあるかと思います。何か工夫があれば、そういった点も含めて検討していただければと思います。

■ 吉武委員

22 ページの施策 「消費者教育の推進」について確認です。消費者教育というと、高齢者の方が被害に遭われるケースが多い印象がありますが、現在は 18 歳が成人扱いになっており、中高生に対する消費者教育も非常に重要だと思います。この施策には、そういった若年層への教育も含まれていると考えてよろしいでしょうか？

■（県民生活環境課）

こちらの施策には、県立高校などでの消費者教育も含まれております。高齢者だけでなく、若年層への教育も含めた内容となっておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

■ 永田部会長

消費者トラブルにはさまざまな形がありますので、食品に限らず、ネット情報などへの対応も含めて、他の施策とも関わってくる部分があるかと思います。

■ 七種委員

23 ページの施策 「カーボン・ニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり」についてです。ぜひ行政の方から率先して、カーボン・ニュートラルの取組を進めていただきたいと思います。たとえば、いまだに紙の書類を求められたり、黒の紐で綴じて提出するように指示されたりすることもあります。そういったことを見直して、まず行政が率先して刷新し、それを地域に広げていくことが大切だと思います。おそらく施策 などにも含まれているとは思いますが、社会全体の仕組みづくりが進まないと、カーボン・ニュートラルの実現は難しいと感じております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

■ 永田部会長

この分野は非常に規模が大きく、環境や水質、大気など、暮らしに深く関わる重要なテーマです。そうした視点からのご意見として、受け止めさせていただきます。

■ 田崎委員

保護猫活動をされている方が周囲にいらっしゃるのですが、そういった活動には不妊手術や飼育費など、さまざまな費用がかかります。クラウドファンディングなどで資金を集めている様子を SNS などによく見かけますが、こうした「動物愛護管理の推進」に関して、県からの公的な支援はあるのでしょうか？

■（生活衛生課）

ボランティアの方々への直接的な補助制度は設けておりませんが、「地域猫活動」として、不妊手術の助成を行っております。不幸な命を生まないようにするという観点から、昨年度は県内で 598 件の実績がございました。

■ 豊田委員

23 ページの基本戦略 「安心して生活できる環境づくりを推進する」の施策概要 「県民みんなで取り組む SDGs の推進」についてです。SDGs は 17 の目標の中に環境保全に関するものも含まれていますが、どちらかというと、18 ページの「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」の方に位置づけた方が、より適切ではないかと感じました。

■（事務局）

SDGs をどこに位置づけるかについては、庁内でもかなり議論がございました。SDGs は非常に多岐にわたる内容を含んでおり、どこに入れるかが難しいという状況があります。

現時点では、環境分野に位置づけるのが適切ではないかという判断で、現在の構成となっておりますが、今後、県の政策としてどこに重点を置くかを見極めながら、改めて検討してまいります。

■ 佐藤委員

23 ページの「カーボン・ニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり」に関しても、この施策は、他の都道府県でも同じような内容になっているのではないかという印象を受けました。長崎県の特色を生かした、たとえば自然や離島の多さといった地域性を反映した、ローカルなモデルのようなものを目指す姿として描けないかと感じました。具体的にどういうものかはすぐには思いつきませんが、そういった方向性があると良いのではないかと思います。

■ 永田部会長

たとえばグリーンカーボンなど、分野ごとのアプローチもあるかと思います。他にご意見のある方はいらっしゃいますか？

■ 山本委員

さかのぼっての発言になりますが、子ども基本戦略 1 の 10 ページ、施策 「保育・教育施設等における子どもの安全の確保」についてです。目指す姿の方向性に「こどもが安全に過ごせる環境が整い、こども自身がトラブル等から身を守る知識を身につけている」とありますが、環境整備については施策の方向性として示されています。

一方で、「こども自身がトラブル等から身を守る知識を身につけている」という部分については、危険回避の力や判断力を育むような教育的な取り組みが、文言として明確に示されていないように感じました。たとえば、黒丸の記載では「子どもを取り巻く環境の整備に取り組めます」とありますが、「整備と教育に取り組めます」といった表現にすることで、より一歩踏み込んだ施策になるのではないかと思います。

また、の「こどもの安全確保対策の推進」の中に、情報モラル教育など、学校教育で実施されている危険回避に関する教育も含まれていると思いますので、そういった内容も明記されると良いのではないかと感じました。この点について、検討をお願いしたいと思います。

■ 永田部会長

この部分については、こども政策局や教育委員会などが中心となって検討される内容かと思いますが、文言の整理についてご検討いただければと思います。

■ 矢内委員

さかのぼっての発言になりますが、11 ページの「地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り開く力を育む教育の推進」についてです。施策概要の方向性にはさまざまな内容が挙げられていますが、先ほどの議論にもあったように、たとえば環境や消費者教育といった「くらし」に関わる内容も、子どもの教育の中で取り組むことが大切ではないかと感じました。そこで質問ですが、環境教育や消費者教育といった内容は、この施策の中に含まれているのでしょうか？

もう1点、文化や芸術についてです。私たちの暮らしが豊かであることや、さまざまな人たちが共に暮らしていくためには、文化や芸術が非常に重要だと思います。しかし、今回の施策の中では、文化や芸術を大切にしていける、あるいは推進していくという視点が見当たらなかったように感じました。私の見落としかもしれませんが、文化芸術はこの中に位置づけられているのでしょうか？それとも別の施策の中にあるのでしょうか？

以上、2点質問させていただきます。

■ 永田部会長

1点目は、環境や消費者教育といった「くらし」に関わる内容が、子どもの教育の中にどのように位置づけられているかというご質問。

2点目は、文化芸術がどこに位置づけられているのかというご質問でした。事務局からご説明をお願いいたします。

■（事務局）

まず、全体の構成として、できるだけ施策の再掲を避けるようにしております。たとえば、消費者教育や環境教育については、それぞれの分野の施策の中に位置づけております。

ただし、子ども基本戦略1の施策「教育の推進」は、教育のソフト事業をまとめた部分であり、地域の力や関係団体との連携を通じて実施していく内容です。そのため、今ご指摘

いただいたような内容についても、県として整理しながら、必要に応じて記載を検討してまいりたいと考えております。

また、文化芸術については、41 ページの「にぎわい」の基本戦略 1「地域の魅力で人を惹きつける」の中に、「文化資源・スポーツによる地域のにぎわいづくり」として位置づけております。ここでは、文化資源の保護なども含まれておりますので、文化芸術に関する施策はそちらに整理されております。

■ 永田部会長

文化芸術やスポーツは、子どもの育成にも大きな影響を与える分野ですので、再掲を避ける方針の中でも、どこに位置づけられているかが分かるように整理していただけると良いかと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ここまでで、皆さまからのご意見を一通り承ったところですが、もしオブザーバーの方でご意見やコメントがございましたら、いただければと思います。

■ オブザーバー：星野委員

午前中は「にぎわい・まち部会」の委員として参加させていただきましたが、そちらで出た話の中で、こちらでも共有できると思われる点を 2 点ほどお伝えします。

1 つ目は、市町との連携についてです。これはさまざまな場面で重要だという話が出ておりました。もう 1 つは、デジタル技術の活用についてで、これは 1 つの施策に限らず、全体に関わるものとして積極的に取り組むべきだという意見がありました。この 2 点は、「子ども」や「くらし」の分野でも十分に関係してくると思いますので、項目として明示されるかどうかは別として、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほどの議論を聞いていて感じたのは、市町との連携というよりも、むしろ現場である市町の方が最先端を走っているという印象でした。県としては、連携というよりも、むしろサポートする立場で関わっていただけるとありがたいと感じました。

もう 1 点、「にぎわい・まち部会」では、関係人口や規制緩和といった、地域の流動性を高めるといった話が出ておりました。これは「こども」や「多様性」に関する分野でも非常に重要な視点だと思います。誰かが立ち寄ってくれるようなまちづくり、固定されない仕組み、多様性や流動性といった観点が、こちらの議論にも反映されると良いのではないかと感じました。

■ 永田部会長

市町との連携については、県が「投資する」ような形で支援するという視点も重要ですし、デジタル技術はどの分野にも関わってくるというご指摘も、まさにその通りだと思います。

■ オブザーバー：黒木委員

「にぎわい・まち部会」の部会長を務めており、またこの懇話会の全体会長も務めております。本日は勉強のためにこちらの部会にも参加させていただきました。

「にぎわい・まち部会」については、先ほど星野委員からご説明いただきましたので、私は今回の「子ども・暮らし部会」で気づいた点をいくつか述べさせていただきます。

まず、13 ページの「結婚」に関する施策についてです。男女の結婚を前提としているような表現があるというご指摘がありました。たとえば「県として市町のパートナーシップ制度の支援・推進を行う」といった表現を盛り込むことで、男女に限定されない内容になるのではないかと思います。ただし、そうするかどうかは、県として一度立ち止まって考える必要があると思いますので、1 つの考え方としてご提案させていただきます。

次に、14 ページを含め、こどもに関する施策全体についてです。「こども」「若者」「児童」「児童生徒」「若い世代」「大人」「親」など、さまざまな表現が使われており、やや混乱を招く可能性があると感じました。たとえば「子どもの時間」や「大人と子どもが向き合う」といった表現がありますが、年齢で考えると、民法上は 18 歳以上が大人とされます。では 18 歳未満を「こども」とするのか、大学卒業までの 22 歳までを含めるのか、場面によって異なる可能性があります。

一方で、「こども基本法」では、子どもとは「心と身体の成長の段階にある者」と定義されています。このように、文脈によって定義が異なるため、定義集を巻末などに設けて、用語の使い分けを明確にいただけると、混乱が少なくなるのではないかと感じました。

次に、15～16 ページの「食育の推進」についてです。「食育基本法」では、健全な心と身体の育成を目的としており、位置づけとしてはここで問題ないと考えております。また、大学の食育関連学部では、健康を基本に据えた教育が行われています。

一方で、「身土不二（しんどふじ）」という言葉があります。これは「身体と土地は切り離せない」という考え方で、生まれ育った土地で採れたものを食べることが、健康につながるという意味です。その上で今では、その土地の文化にも結びついているという意味だと理解しています。このような考え方から、食育は地産地消や地域活性化にもつながる重要な要素であると考えております。

次に、17 ページの「地域包括ケアシステム」についてです。「にぎわい・まち部会」でも議論がありましたが、これからの生活は「二拠点居住」や「多拠点居住」など、さまざまな形に変化していくと思います。また、家族の形も変わり、親と子が別々に住む、祖父母と暮らすといったケースも増えてきます。そうすると、地域で支え合う仕組みがますます重要になってくると感じました。

知事からも「国家戦略特区に関するアイデアを出してほしい」との話がありましたが、介護ロボットなどの技術だけでなく、新しいアイデアがこの中から生まれてくると面白いのではないかと感じました。

次に、18 ページの「地域共生社会」のところについてです。施策に「誰もが役割を持ち」と書かれておりますが、これはおそらく厚生労働省が掲げている「地域共生社会の実現」に向けた表現から引用されているのではないかと思います。ただし、総合計画というのは、あくまで県庁が県民に対して「私たちはこういうことをやります」という意志の宣言、いわば契約書のようなものです。そのため、「誰もが役割を持つ」という表現を使う場合、県以外の機関や団体、個人に責任を押し付けるような印象を与えてしまってはいけないと感

じます。この表現を使うのであれば、扱いには十分注意していただきたいですし、もしこのまま使用するのであれば、定義集などでしっかりと整理していただきたいと思います。

次に、20 ページの「多文化共生社会」のところについてです。ここでは外国人との共生が主に取り上げられていますが、地域文化というものも、長崎県内で多様に存在しているのではないかと思います。たとえば「長崎学」という表現や、かつて使われていた「西海学」といった言葉もあります。

また、子どもの世界の文化と大人の世界の文化といった違いもあるかもしれません。たとえば、初音ミクのような文化は、子どもたちにとっては共通の文化かもしれません。このように、「多文化共生」という言葉の中には、外国人との共生だけでなく、地域内の文化の多様性や世代間の文化の違いも含めて考えていただけると、より深みのある施策になるのではないかと感じました。

最後に、21 ページの「自主防犯意識」という表現についてです。すでに他の委員からのご指摘がありましたが、私もこの表現には少し違和感を覚えました。もし表現を変えるのであれば、「遵法意識の醸成」や「規範意識の醸成」、「法令遵守」といった言葉に置き換えることもできるのではないかと思います。このあたりも含めて、ぜひご検討いただければと思います。

■ オブザーバー：鶴田委員

しごと創造部会の部会長を務めておりますセンターでございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。「仕事」と「くらし」「こども」の分野は非常に可能性があるのだと、改めて認識いたしました。

1 点だけ、全体的なこととして申し上げます。施策概要の方向性の文言についてですが、分野によって解像度にばらつきがあるように感じました。見え方が異なるため、しっかりとコンセプトを持って事業を作られているとは思いますが、その流れが読み取れるような整備や意見交換の仕方があると良いのではないかと思います。

また、再掲をできるだけ避けているという方針は非常に良いことだと思います。一方で、施策間に関連性がある場合もありますので、再掲ではなくても「この施策は他の分野とも関係があります」といった編集上の工夫があると、より分かりやすくなるのではないかと感じました。

■ 永田部会長

これらの点を踏まえて、県の方でしっかりと検討していただければと思います。

本日は限られた時間の中で、皆さまから多くの有意義なご意見をいただきました。事務局といたしましては、これらのご意見を今後の計画にしっかりと反映させていただきたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。それでは、今後の進行については事務局に引き継ぎたいと思います。よろしくお願いいたします。

■（事務局）

永田部会長、ありがとうございました。

今後の策定スケジュールについてご案内いたします。本日も議論いただきましたご意見を踏まえ、6月の県議会定例会において、地域総合計画・総合戦略の素案を提出する予定です。

また、第3回の部会につきましては、施策の取り組み内容や成果指標（KPI）などについてご議論いただく予定です。開催時期は7月から8月ごろを予定しており、日程調整のうえ、改めてご連絡させていただきます。なお、本日の議事録につきましては、後日共有させていただきます。

これをもちまして、第2回長崎県総合計画・総合戦略懇話会 こども・暮らし部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。